

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

1. 吸収合併契約の内容
2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
4. 吸収合併消滅会社についての事項(吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容及び吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容)
5. 吸収合併存続会社についての事項(吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容)
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2023年2月1日

大阪府茨木市下穂積一丁目1番2号

日東電工株式会社

代表取締役 取締役社長 高崎 秀雄



## 1. 吸収合併契約の内容

当社は、当社（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社とし、三重日東電工株式会社（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を、2023年4月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として行うことにいたしました。

本合併に係る吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

## 2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

存続会社は、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。存続会社は消滅会社の発行済株式全部を所有していることから、かかる取扱いは相当であると判断しております。

## 3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

## 4. 吸収合併消滅会社についての事項

### (1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

### (2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

## 5. 吸収合併存続会社についての事項

### (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

存続会社の最終事業年度の末日（2022年3月31日）現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約729,581百万円及び約241,934百万円であり、資産の額は負債の額を上回っております。また、2022年4月1日以降、本日までの間、本効力発生日以後における存続会社の債務の履行に重大な支障を及ぼすような大幅な減収及び損失等は発生しておりません。

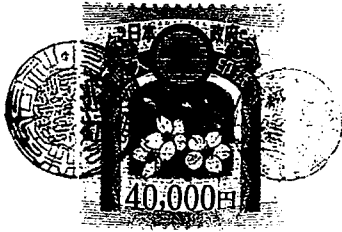
また、本効力発生日以後の存続会社の財務及び損益の状況については、存続会社の負担すべき債務の履行に重大な支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

さらに、本合併により存続会社が承継する消滅会社の資産及び負債についても、本効力発生日以後における存続会社の債務の履行に重大な支障を及ぼすものではありません。

したがって、本合併により、本効力発生日において存続会社が消滅会社の債務の全てを承継した場合でも、本効力発生日以後における存続会社の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

以上

別紙 1 吸収合併契約書



## 吸収合併契約書

日東電工株式会社（以下「甲」という。）及び三重日東電工株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収合併）

本契約に定めるところに従い、甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行う。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

#### (1)吸収合併存続会社（甲）：

商号：日東電工株式会社

住所：大阪府茨木市下穂積一丁目1番2号

#### (2)吸収合併消滅会社（乙）：

商号：三重日東電工株式会社

住所：三重県亀山市布気町919番地

### 第3条（合併対価）

甲は、本件吸収合併に際して、乙の株主に対して金銭その他の対価を交付しない。

### 第4条（甲の資本金及び準備金）

本件吸収合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第5条（本件吸収合併の効力発生日）

本件吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。ただし、本件吸収合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙の間で協議した上で効力発生日を変更することができる。

### 第6条（権利義務の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債その他一切の権利義務を承継する。

### 第7条（簡易合併・略式合併）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件吸収合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件吸収合併を行う。

#### 第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、甲及び乙の間で協議した上でこれを行うものとする。

#### 第9条（本契約の変更等）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合その他本件吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は協議した上で、本契約に定める本件吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（管轄裁判所）

本契約に関連して発生する訴訟その他の一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第11条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収合併に関して必要な事項については、甲及び乙が協議した上でこれを決定するものとする。

本契約成立の証として、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を、乙はその写しを保管するものとする。

2023年1月10日

甲：大阪府茨木市下穂積一丁目1番2号

日東電工株式会社

代表取締役 取締役社長 高崎 秀雄



乙：三重県亀山市布気町919番地

三重日東電工株式会社

代表取締役 國里 将樹



別紙 2 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第24期

事業報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

三重日東電工株式会社



# 貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,362,269,930	流動負債	313,468,110
現金・預金	6,637,595	買掛金	177,406,573
売掛金	348,996,426	未払金	39,830,105
製品	104,507,329	設備未払金	0
原材料	259,352,357	未払消費税	0
貯蔵品	5,788,413	未払費用	6,217,396
仕掛品	1,489,277	未払賞与	27,010,006
未収入金	1,759,397	未払法人税等	40,445,231
未収消費税	12,511,232	有休休暇引当金	20,430,653
短期繰延税金資産	26,032,600	預り金	156,414
短期貸付金	592,449,755	その他流動負債	1,971,732
その他流動資産	2,745,549	固定負債	188,462,765
有形固定資産	140,650,152	退職給付引当金	180,050,765
建物及び構築物	6,009,397	役員退職慰労引当金	8,412,000
機械装置	109,163,285		
車両運搬具	337,749	負債合計	501,930,875
工具器具備品	22,749,721	資本金	50,000,000
建設仮勘定	2,390,000	利益準備金	12,500,000
無形固定資産	6,019,589	別途積立金	920,000,000
ソフトウェア	6,019,589	剰余金	86,970,836
投資等	62,462,040		
長期繰延税金資産	62,462,040	資本合計	1,069,470,836
資産合計	1,571,401,711	負債及び資本合計	1,571,401,711

# 損益計算書

自 令和 3年 4月 1日  
至 令和 4年 3月31日

(単位：円)

科 目	金	額
	内 訳	合 計
売 上 高		2,323,871,162
売 上 原 価		2,087,304,860
当期製品製造原価	2,097,381,891	
製品増減	▲ 10,077,031	
販売費及び一般管理費		61,097,375
その他営業収益		6,145,012
作業屑売却収入	289,500	
その他営業収益	5,855,512	
その他営業費用		5,545,105
固定資産売却除却損	1,929,380	
その他営業費用	3,615,725	
営業利益		176,068,834
金融収益		725,769
金融費用		634,216
税引前当期利益		176,160,387
法人税、住民税及び事業税		52,588,700
法人税等調整額		▲ 21,788,220
当期利益		145,359,907
前期繰越利益		34,464
当期未処分利益		145,394,371

株主資本等変動計算書

	株主資本											純資産 合計	(単位:円)			
	資本剰余金			利益剰余金				自己株式						評価・換算差額等		
	資本金	資本剰余金		特別 償却 準備金	その他利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益			評価・換算 差額等合計	新株 予約権	
		資本準備金	資本 剰余金 合計		利益 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金									繰越利益 剰余金
令和3年3月31日残高	50,000,000		12,500,000		920,000,000	125,375,464			1,057,875,464					1,107,875,464		1,107,875,464
剰余金の配当						△ 125,341,000		△ 125,341,000						△ 125,341,000		△ 125,341,000
取締役給与						0		0								
別途積立金の積立					0	0		0								
当期配利益						145,359,907		145,359,907						145,359,907		145,359,907
自己株式の取得																
自己株式の処分																
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)																0
事業年度中の変動額合計	0	0	0	0	0	20,018,907		20,018,907	20,018,907	0	0	0	0	20,018,907	0	20,018,907
令和3年4月31日残高	50,000,000	0	12,500,000	0	920,000,000	145,394,371		1,077,894,371	1,077,894,371	0	0	0	0	1,127,894,371	0	1,127,894,371

# 製造原価報告書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

科 目	金 額	
	内 訳	金 額
【材 料 費】		1,530,418,199
【加 工 費】		566,963,692
変 動 費 計	52,624,156	
動 力 費	52,624,156	
固 定 費 計	296,040,733	
消 耗 品 費	6,977,206	
工 具 備 品 費	3,179,630	
修 繕 費	36,921,810	
交 際 費	49,318	
諸 手 数 料	5,094,735	
通 信 費	420,178	
旅 交 通 費	13,065	
教 育 材 料 費	375,119	
試 作 材 料 費	0	
環 境 管 理 費	3,518,358	
減 価 償 却 費	31,966,847	
租 税 公 課	1,677,400	
賃 借 料	39,898,976	
損 害 保 險 料	2,004,342	
業 務 委 託 費	163,943,749	
人 件 費	217,612,308	
給 料	107,497,296	
諸 手 当	13,893,064	
雑 給	2,935,956	
福 利 厚 生 費	3,103,803	
賞 与 費	42,444,000	
退 職 給 付 費	19,442,672	
法 定 福 利 費	28,295,517	
仕掛加工費増減	686,495	
当期製品製造原価		2,097,381,891

# 監査報告書

令和 4年 6月 13日

三重日東電工株式会社  
代表取締役  
塩澤 学 殿

監査役

伊東聖文 (印)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第24期営業年度における取締役職務の執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、会計帳簿及び計算書類等につき検討を加えました結果、次の通り報告します。

1. 会計帳簿は正しく記載されており、「貸借対照表」及び「損益計算書」「株主資本等変動計算書」は合致していることを認めます。
2. 「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
3. 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
4. 剰余金の処分及び役員賞与に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

以上